

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- I. iDeCo（確定拠出年金）について
- II. 平成29年度税制改正大綱について
- III. 補助金・助成金活用術
- § 共栄会・1日公庫開催のご案内

### [ 今月のトピックス ]

- ・国税庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

## I. iDeCo（確定拠出年金）について

### ——税制を活用した老後対策——

少子高齢化、バブル以降の年金資産運用の失敗等でリタイア後のバラ色の年金生活を夢見ることが難しくなってきました。実際、厚生労働省年金局による「厚生年金・国民年金事業の概況」では、平成26年度末での公的年金受給者数は3,991万人（厚生年金保険と基礎年金保険の併給分控除後）で、1人当たりの平均年金月額が国民年金保険が54,497円、厚生年金保険が147,513円です。果たして、これで老後を楽しめるのか？生活そのものができるのか？と不安に思われて当然です。それを解消するために株式や不動産に投資・運用される方も多いのではないのでしょうか。勿論、投資にはリスクが伴い元本割れの危険があり、全財産を失うこともありえます。しかし、それを覚悟で投資するのであれば当然幅広い範囲で検討する必要があります。例えば、NISAといった税制面で有利なものも含めて。また、「iDeCo」（個人型確定拠出年金）は自営業者や「厚生年金基金」・「企業確定拠出年金」の両方ともない会社員だけにしか加入できませんでしたが、平成29年1月より基本的に60歳未満のすべての方が利用できるようになりました。

ここでは、「iDeCo」とはどういったものかをご説明させて頂き、また、メリット・デメリットについてもご説明させて頂きます。

### ■ 「iDeCo」（個人型確定拠出年金）とは

「iDeCo」（個人型確定拠出年金）とは基礎年金保険・厚生年金保険といった公的年金とは違い私的年金で、加入者が掛金を定め、加入者自らが運用し、掛金とその運用益から給付金を受け取るものです。

1. 掛金のご自身の状況に応じて次の拠出限度額（月額）があります。自営業者は68,000円、専業主婦は23,000円、企業年金等に加入していない方は23,000円、企業年金等に加入していて企業型確定拠出年金にのみ加入している方は20,000円、企業年金等に加入していて左記以外の方と公務員・私学共済加入者の方は12,000円です。

2. 掛金は60歳になるまで拠出し、運営管理機関が提示する預貯金、保険商品、投資信託等といった運用商品を加入者自ら選択します。複数の商品を選択することが可能です。又、選択した運用商品を原則いつでも変更することができます。但し、元本保証のない商品があるので注意して下さい。
3. 60歳以降、加入期間等に応じて受給できる年齢が次のようになります。加入期間が10年以上は60歳、8年以上10年未満は61歳、6年以上8年未満は62歳、4年以上6年未満は63歳、2年以上4年未満は64歳、1年以上2年未満は65歳。
4. 給付方法については、5年以上20年以内の有期年金で年金の全部又は一部を一時金として受け取ることも可能です。

#### ■ 「iDeCo」（個人型確定拠出年金）の税制面でのメリット

「iDeCo」（個人型確定拠出年金）の税制面でのメリットとして以下の点が挙げられます。

1. 掛金が全額所得控除できます。年末調整又は確定申告で小規模企業共済等掛金控除として所得税や住民税が減額されます。本人名義の口座から口座振込で掛金をお支払いになった場合は国民年金基金連合会より払込証明書が発行されるので確定申告や年末調整で添付して下さい。又、掛金を給与天引きでお支払いになった場合は社会保険料と合計して年末調整をします。
2. 金融商品の運用益には20.315%で源泉分離課税されますが、「iDeCo」での運用益については非課税です。
3. 給付金を受け取る際は、老齢給付金、障害者給付金、死亡給付金のいずれかになります。老齢給付金を年金として受け取れば雑所得として課税されますが、公的年金等控除が適用されます。一時金として受け取れば退職所得として課税されますが、退職所得控除が適用されます。加入者が死亡した場合死亡一時金が給付されますが、みなし相続財産として相続税の対象となります。また、70歳になる前に傷病により一定以上の障害状態に加入者が陥り、傷病状態が1年6ヶ月経過した場合、障害給付金を受給することができ、当該給付金は非課税扱いとなります。

#### ■ 「iDeCo」（個人型確定拠出年金）のデメリット

1. 加入者自ら運用商品を選択するので、運用実績が良いとは限らず悪い場合もあります。又、元本保証のない商品もあります。
2. 掛金の額は年1回変更できますが、原則、60歳まで引き出すことはできません。
3. 加入時の手数料や毎月の口座管理用料等の手数料が必要です。

税制面で有利な投資としてNISAがありますが、NISAは運用益に対して非課税であって「iDeCo」（個人型確定拠出年金）は、運用益に対して非課税であるだけでなく、自営業者の方やサラリーマンの方の事業や給与の節税効果もありダブルで税制上有利なものになっております。是非、老後に備えるため、検討されてはいかがでしょうか。しかし、運用商品には元本保証のない商品があるので注意して下さい。

## Ⅱ . 平成 29 年度 税制 改正 大綱 について

### — 所得税、法人税を主に —

平成 28 年 12 月 8 日に、与党より「平成 29 年度 税制 改正 大綱」が公表されました。

この大綱をもとに今回は、生活や会社経営に影響が大きいと思われる所得税と法人税を主に、改正の内容や実務上の留意点を解説させていただきます。

#### ■ 所得税

##### 1. 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が 76 万円から 123 万円（給与収入のみの場合の収入金額は 141 万円から 201 万円）まで引き上げられます。配偶者控除及び配偶者特別控除は、本人の合計所得金額が 900 万円（給与収入のみの場合の収入金額は 1,120 万円）を超えると控除額が減少し、1,000 万円（給与収入のみの場合の収入金額は 1,220 万円）を超えると控除額が 0 になります。

##### 2. 積立 N I S A（現行 N I S A と選択制）の創設

現行の N I S A が積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ、少額からの積立・分散投資を促進する目的で積立 N I S A が創設されます。現行の N I S A よりも年間投資上限額を 40 万円と小さくする一方で、非課税期間を 20 年とより長期化する制度となります。非課税口座内の公募等株式投資信託に係る配当所得及び譲渡所得等が非課税となります。現行の N I S A と選択して適用することとなる。しかしながら、現行の N I S A と同様、非課税期間に売却した場合、売却損失は税金計算上なかったものとみなされ、損益通算等も不可となります。また、公募等株式投資信託は長期・分散投資に適した一定の投資商品に限定されます。

#### ■ 法人税

##### 1. 研究開発税制の見直し

第 4 次産業革命の実現を推進するため、改正前は試験研究費の範囲を「製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する原材料費、人件費及び経費のほか、他の者に試験研究を委託するために支払う費用などの額」とされていましたが、加えて「対価を得て提供する新たな役務の開発（新サービス開発）に係る試験研究のために要する一定の費用」が追加されました。

また、中小企業者等が取り組む研究開発については、税額控除率が 12%、控除限度額は法人税額×25%とされていますが、2 年間の時限措置として、2 年間の時限措置として試験研究費の増加割合が 5% を超える場合は、税額控除率は 12% + (増加割合 - 5%) × 0.3 で計算（控除率の上限は 17%）、控除限度額は法人税額×35%となります。

##### 2. 中小企業者等に対する特例措置の延長等

中小企業者等に対する課税所得年 800 万円以下の額に対する法人税の軽減税率 15%（本則：19%）の適用期限が平成 29 年 3 月 31 日 から 2 年間延長されます

中小企業投資促進税制について、対象資産から器具備品が除外された上で、その適用期限が2年間延長されます。

中小企業投資促進税制の拡充措置として、「中小企業経営強化税制」が新設されます。これは、国内において青色申告書を提出する一定の中小企業者等が、生産等設備で一定規模以上の特定経営力向上設備等を取得し、指定事業の用に供した場合に、新たに取得した設備等につき特別償却又は税額控除を選択できます。今回の改正により中小企業等経営強化法の認定計画に基づく制度に改組し、適用される資産の範囲を拡充し、適用期限もH 31. 3. 31 まで延長されました。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度）の適用期限が2年間延長されます。なお、控除限度額の制限措置として、上記3つの特例を同時に適用する場合の税額控除限度額の上限は当期の法人税額の20%とされています。

## 国税庁情報コーナー

### ■振替納税の領収証書送付取りやめのお知らせ

平成29年1月から振替納税の領収証書が送付されなくなります。

現在、国税を口座振替により納付していただいた方には、口座振替の都度、金融機関から領収証書が送付されておりますが、会計検査院の指摘を踏まえ、国の経費節減の観点から、平成29年1月から領収証書を送付しない予定になっております。

なお、平成28年12月までは、これまでどおり金融機関から領収証書が送付されます。

平成29年1月以降は、ご希望の方には、これまでの領収証書の送付に代えて、振替結果を証明するなどの対応を予定しております。

## Ⅲ. 補助金・助成金活用術

— 公的支援でチャンス拡大！ —

皆様ご承知のとおり、国や地方自治体、財団などでは、中小企業向けに多彩な補助金・助成金を準備しています。これらの公的支援策を上手に活用すれば事業拡大のチャンスをつかむことができます。また、補助金・助成金は融資とは違い、原則的に返済不要です。もし、効率的に補助金・助成金を活用できたなら、原則的には返済が不要な資金を事業に活用できることになります。この点が補助金・助成金を活用する最大のメリットです。

補助金・助成金の仕組みを知って、賢くご活用いただくために今月号では、補助金・助成金活用術について

執筆させていただきます。

## ■主に2種類の補助金・助成金がある

補助金・助成金は、大きく分けて2種類あります。主に厚生労働省が所管する人材確保や能力開発等に関するもの、主に経済産業省が所管する技術開発や研究開発、ものづくり等に関するものです。

人材等に関する制度は、対象となる要件は厳しいものの、それらをクリアすると受給の可能性が高まります。これに対して、技術・研究開発に関する制度は、対象は幅広いものの、採択率は例外を除いて比較的低くなっています。100社申請して、おおむね5~25社が採択されるといった現状です。また、人材等に関する制度は、主に雇用保険が原資となっている一方、技術研究開発に関する制度の原資は主に税金が原資となっています。つまり、何らかの形で私たちが国に納めているお金が使われています。

## ■採択されやすい申請書の書き方ポイント

### ポイント1. 求められる要件はチェックリストに

公募要領には、何を目的に、どのような事業を支援するのかが、明確に記載されています。公募要領が求める要件の一つ一つを、チェックリストにして書き出しておくとう便利です。

### ポイント2. 公募要領のキーワードを使って書く

自社の事業がいかに制度の趣旨に沿っているかを効果的に伝えるためには、公募要領に出てくるキーワードを使って申請書を作成するのも一案です。

### ポイント3. 自社の事業の社会的な意義をアピール

自社の事業がどれだけ多くの人の役に立つのか、つまり社会的な意義が大きいことも訴えたいです。例えば、高齢化や少子高齢化、女性の社会進出、生きる力を育むための教育など、社会全体の課題とつながる事業であれば、社会的な意義が大きいといえます。

### ポイント4. まずは書式にとらわれずに書いてみる

事業内容を文章で伝えるのは難しいという声もよく耳にします。最初から格好良く書こうとすると、書けなくなってしまうため、自分自身が普段使う言葉で、まず書いてみましょう。次に、無駄な言葉や文章削り圧縮していきましょう。「まずは書いてみる。そして圧縮する。」これが、ゴールデンルールです。

### ポイント5. 専門用語は少なめに

選考担当者が自社の事業について専門知識を持っているとは限りません。ですので、つい使ってしまうがちな専門用語はできるだけ少なくして、誰が読んでも内容が分かるような文章にしていきましょう。

## ■自社のステップアップに有効活用する

補助金・助成金は、基本的には、企業経営のステップアップのために活用するものです。申請の作業が自社の事業や経営を見直すよい機会になったと振り返る経営者も沢山います。補助金・助成金の情報をしっかりと収集して、自社のステップアップに積極的に活用していきましょう。



## 今月のブックマーク

人工知能を表す「AI」。ニュースや新聞などでこの用語を目にしない日はないという位、よくメディアに現れる用語です。そもそも人工知能とは何でしょうか？漠然とした理解はしているかも知れませんが、正確な回答をできる方は少ないかもしれません。「What's AI」では、実際の人工知能がどんなものかの紹介に始まり、昨今著しく発展している人工知能研究とその成果などが掲載されています。また、人工知能 FAQ コーナーもあり、AI の見識を深めるにはとっておきのサイトです。是非、一度ご覧ください。

「What's AI (一般社団法人人工知能学会)」

<https://www.ai-gakkai.or.jp/whatsai/>

## TFG 共栄会 例会のご案内

下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

日 時：平成 29 年 4 月 25 日 (火) 受付 午後 4 時 20 分より  
 内 容：開会挨拶 午後 5 時 00 分より午後 5 時 20 分  
 第一部 研究部会・研修会 午後 5 時 20 分より午後 6 時 50 分  
**人材力強化の方策！**  
 —業績向上・日本再生に向けて—  
 【講師】 ケント・ギルバート氏 (米国弁護士、メディア出演・著書多数)  
 第二部 情報交換懇親会 午後 7 時 00 分より午後 8 時 30 分  
 会 場： ヴィアーレ大阪 (地下鉄御堂筋線 本町駅 徒歩 2 分) 4 F ヴィアーレホール

## 「一日公庫」開催

～ TFG での融資相談会のご案内 ～

日 時：平成 29 年 3 月 29 日 (水) 10:00～17:00 / 場 所：事務所内会議コーナー  
 相談員：日本政策金融公庫 国民生活事業 融資担当 / 費 用：無料

以上、詳しくは TFG 共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFG では経営管理システムの一環として国際基準の ISO にも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

TFG 検索

**TFG 税理士法人**  
 株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座 1 丁目 4 番 4 号  
 野村不動産四ツ橋ビル 8 F  
 (06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
 [URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐